

輸出入取引法第2条第二号の「虚偽の原産地の表示をした貨物の輸出取引」の取扱いについて

輸出取引注意事項56第4号(56.8.17)

下記の貨物であつて、当該貨物が当該貨物に表示された原産地表示国に向けて輸出される場合には、輸出入取引法(昭和27年8月5日法律第299号)第2条第二号に定める虚偽の原産地の表示をした貨物の輸出取引に該当しないものとして取り扱うこととし、昭和56年8月20日から実施する。

記

1. ラベル(当該貨物が原産地表示のため使用されるものと認められるものに限る。)
2. プレート(")
3. タグ(")

(注) 原産地表示の他に品質あるいは使用上の注意等が表示されている場合であつても、当該貨物に表示することが、一般的であると認められる表示が並記されていても差し支えない。